

自立訓練事業所のための

S I Mによる評価マニュアル

Social Independence Measure

社会生活の自立度評価表

本評価指標（S I M）は、障害者総合支援法における自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者の社会生活の自立度を測るために試作されたものであり、それ以外の場面での活用は想定していない。

I 評価項目について

FIM、ロートンIADL尺度、RAS、WHO/QOL、WHODAS、LSA、実用的歩行能力分類の各項目内容、「社会生活力・マニュアル～自分らしく生きるために～（全障害対象版 中央法規）」で設定された項目を比較検討し、「社会生活を維持するための活動」項目として、「健康管理」「金銭管理」「身の回りの管理」「買い物」「家事活動」「調理」「生活のセルフマネジメント」の7項目、「社会の一員として積極的に参加するための活動」項目として、「公共交通機関を利用するの外出」「自動車運転」「人間関係」「仕事/学校」「余暇活動」「日中活動」の6項目、「共通項目」として「制度・サービス利用」の1項目を設定した。

なお、ICFが示すように、身体機能や障害の理解、精神面の変化が活動や参加に反映されることから評価対象から省いた。

II 採点基準について

（1）採点の対象と方法

自立訓練の限られた環境においては、項目概念そのもの広く網羅的に測ることは不可能であるため、測定可能性の低いものは評価の対象としては扱わず限定的にしている。また、自立訓練利用中の社会生活の自立度の変化を測ることが目的であるため、採点に当たっては、必要に応じてプログラムや生活の中で状況を確認できる場面を設定する等し、十分なアセスメントに基づき採点する。

（状況を確認できる場面がない場合は、新規に場面を作成するか代替手段を検討し、なるべく予想や予測では採点しないようにする。ただし、7点を採点する場合については、アセスメント結果にて予想を立て評価する。）

（2）得点

7段階の得点により採点し、7、6を《自立》とし、5～3を《部分的支援が必要》、2～1を《全面的支援が必要》とした。7を、安定性や対応力が高い自立レベル「継続自立」とし、6点は、評価時点で自立している「自立」とし、店員や窓口担当等に問い合わせる等、通常ある人的資源の活用を含んだ（7、6ともに、自助具の活用を含み、自らの意思で選択、利用、指示、調整して利用する介助サービス等を含んだ）。また、5を見守りレベルとし、4～1については介助や援助が必要なレベルとし（6に相当する介護を除く）、4を「75%以上を自分で行う」、3を「50%以上75%未満を自分で行う」、2を「25%以上50%未満を自分で行う」、1を「25%未満を自分で行う」とした。

※7、6の概念はFIMの「完全自立」「修正自立」と異なることに注意。

(3) 採点の時期

利用による変化を測る

1 回目の採点結果と 2 回目の採点結果の差を測る。

- ・ 1 回目の採点：概ね利用開始後 2 カ月以内に行う（暫定期間中 最初の個別支援計画の作成のためのアセスメント時）
- ・ 2 回目の採点：概ね利用終了前 1 カ月以内に行う（最終の個別支援計画の作成のためのアセスメント時）

※期間中に評価場面が設定できなかったものについては、設定後に採点する。

※3 カ月、6 カ月、1 年ごとに採点する等、利用途中で評価することも有効である。

(4) 項目選択の判断

- ・ 選択項目のみ除外が出来る。必須選択項目は必ずいずれか一方を選択。（体大項目数 13 最小項目数 10）
- ・ 除外できるものは、生活環境や進路から、本人と関係しないとされたもののみとなる。既に自立しているため訓練・支援が必要ないものについては除外せず 7 点又は 6 点を採点する。
- ・ 除外は、単に本人の意思により判断するのではなく、アセスメント、個別支援計画により判断されたものに限る。なお、家族が調理をする予定であったため除外したものの、利用途中で本人が調理をしなければならなくなった等で採点項目に加える場合は、その時点で評価し 1 回目として採点する。

必須項目

「健康管理」「金銭管理」「身の回りの管理」「買い物」「生活のセルフマネジメント」「人間関係」「余暇活動」「日中活動」「制度・サービス利用」

必須選択項目（いずれかを必ず選択）

「公共交通機関を利用しての外出」「自動車運転」

選択項目

「家事活動」「調理」…家族等が役割を担っており、部分的にも本人が行う必要がない場合に除外する。

「仕事／学校」…将来の進路としても希望しない場合のみに除外する。

- ・ 選択項目のみ除外が出来る。必須選択項目は必ずいずれか一方を選択。

(5) 採点方法

- ・ 利用時と利用終了時の利得の合計で比較した場合に、13 項目中該当しない項目があることで不利とならないために、合計点に以下の数値を乗じる。

13 項目の場合（全て）：合計値×1 12 項目の場合：合計値×1.084
11 項目の場合：合計値××1.182 10 項目の場合：合計値×1.3

社会生活の自立度評価（S I M）

	項 目		点数	
			利用時	終了前
維持する ための 生活の 項目	1. 健康管理	必須		
	2. 金銭管理	必須		
	3. 身の回りの管理	必須		
	4. 買い物（買い物先までの移動を除く）	必須		
	5. 家事活動（調理含まず）	選択		
	6. 調理	選択		
	7. 生活のセルフマネジメント	必須		
社 会 の 一 員 と し て の 積 極 的 参 加 目	8	(1) 公共交通機関を利用した外出	1つを 選 択	
		(2) 自動車運転		
	9. 人間関係	必須		
	10. 仕事/学校	選択		
	11. 余暇活動	必須		
	12. 日中活動	必須		
共通項目	13. 制度・サービス活用	必須		
合計（10～91）				

※除外項目は斜線

採点基準（以下は目安である。具体的には各項目の採点基準を参照）

自立	継続自立	7点	安定性や対応力が高い自立レベル
	自立	6点	現段階で自立している場合 (店員や窓口担当等に問い合わせる等、通常ある人的資源の活用を含む)
部分的支 援が必要	見守り	5点	(見守り、時々 の促しや助言が必要)
	最小援助	4点	(75%以上 自分で行う)
	中等度援助	3点	(50%以上 75%未満 自分で 行う)
全面的な 支援が必 要	最大援助	2点	(25%以上 50%未 満自分 で行う)
	全面援助	1点	(25%未 満しか 自分で 行わない)

※7点、6点は、自助具の活用、自らが選択、利用、指示、調整して介助サービス等を利用する場合が含まれる。

※実行状況の評価であるため、利用者の意思や意欲は大いに加味される。能力はあるが実行の意思が低く声かけが必要な場合も5以下となる。

Ⅲ 各評価の内容と採点基準

《社会生活を維持するための活動》

1. 健康管理

《評価の内容》

- 社会生活が維持できる程度に健康をコントロールできているかで評価する。
- ・生活習慣病のある人は、受診や内服を忘れず、医師の指示を守り日常生活を送っているか（禁煙、食事制限等）、血圧、BMI、検査等の値が適切な状態で維持できているかで評価する。
- ・精神疾患のある人は、受診や内服を忘れず、医師の指示を守り日常生活を送っているか、睡眠が十分な保たれているか、日常の活動が滞りなく行える程度に精神状態を維持できているかで評価する。
- ・運動、生活状態については、事業所での健康管理上のルールを守れない場合や日常の生活を著しく逸脱している場合のみ評価対象とする。
- ・内服等でコントロールしている場合は、コントロールされている状態で各数値が正常値内に収まっている、日常の活動が滞りなく行えている等の状態であれば維持できているとする。悪化方向に変化している場合でも正常内に収まっている場合（検査値が正常値、支障ない日常生活）は維持できているとするが、正常を超え、薬の増量等により再び正常に戻る等の場合は維持できているとはしない。
- ・急性疾患がある場合に、受診をする、薬を飲む、静養する等、回復に向けた行為を行えているか、基礎疾患や精神疾患のない人についても健康診断を受ける等、定期的に健康状態をチェックしているかを評価に含む。
- ・受診手続きの方法、医師の指示や指導を正しく理解できるか、薬の飲み方が分かるか等の理解面を評価対象に含む。
- ・難病等通常の医療では病状の進行を抑えられない疾患又は癌等のセルフコントロールが難しい疾患は評価の対象としない。

《採点基準》

《自立》

7. 自らの力で健康管理し、健康状態を維持し社会生活を送っており、長期的にも心配がない。
6. 自らの力で健康管理し、健康状態を維持し社会生活を送っている。

《部分的支援が必要》

5. 支援者や家族等による見守り、時々々の促しにより、健康状態を維持しながら社会生活を送っている。
4. 支援者や家族等による日常的な指示により、健康状態を維持しながら社会生活を送っている。
3. 支援者や家族等による部分的な介助や管理により、健康状態を維持しながら社会生活を送っている。

《全面的支援が必要》

2. 支援者や家族等による全ての介助や管理により、健康状態を維持しながら社会生活を送っている。
1. 健康状態を維持しながら社会生活を送ることができていない。

《解説等》

- ・自分で薬の管理ができない場合は5となります。
- ・禁煙が必要に人が、施設では禁煙を守り、施設を出ても「吸わない」との意思がある人の場合は、周囲が不安を感じていても6か7となります。逆に、施設では禁煙できているが、地域に帰ったら「きっと吸う」と発言している場合は、意識に問題があり6や7にはなりません。ただ、施設の規則として単に酒やたばこを禁止しているために禁酒、禁煙になっているだけの場合は、利用者の主体的な行動変化を促せないため、社会生活のための適切な訓練環境とは言えません。また、その場合は、利用中に本人の意思にかかわらず我慢させられていたことで退所後にリバウンドしやすくなる人もいます。単に禁止するだけではない環境の設定が必要です。
- ・7の「長期的」は概ね3年程度を指します。

2. 金銭管理

《評価の内容》

- 日常的に使用する金銭について、適切な使用ができていないかについて評価する。
- ・ 日常的に使用する金銭とは、月々の生活の中で使用する食費や光熱水費、家賃や交通費、生活必需品購入費、通信費、税金、保険料、医療費、貯金、こづかい等、生活に必要な支出を指す。
- ・ 適切な使用とは、生活を維持できる程度の計画的な金銭の使用ができていれば良いとする。

《採点基準》

《自立》

7. 貯金や保険の加入等、長期的な生活を見据えた金銭管理計画を立て、その範囲内で適切に使用している。
6. 金銭管理計画までは立てていないが、常に所持金等を把握し、その範囲内での適切に使用している。

※いずれも、自らが判断し指示してヘルパー等を活用する場合、自助具の活用を含む。

《部分的支援が必要》

5. 支援者や家族等による見守り、時々促しにより、金銭管理計画を立て、その範囲内での適切に使用している。
4. 支援者や家族等による指導の下で金銭管理計画を立て、その範囲内での適切に使用している。
3. 月ごとの小遣い程度であれば、決められた額内で使用している。

《全面的支援が必要》

2. 週単位であれば、決められた額内で使用できる。トラブルの対処方法がわからない。
1. 金銭管理はできない。使用の都度、支払いの支援を受ける。

《解説等》

- ・ 管理能力があっても家庭でも配偶者がお金を管理を任せている場合は3となります。
- ・ 家族と共に相談し合いながら共同で管理している場合は、本人が管理していることとしてかまいません。
- ・ 初期の段階のアセスメントで金銭管理能力を把握した上で採点してください。
- ・ 入所利用者には、特に退所後に単身生活をしなければいけない人が含まれていますので、そうした人は、訓練等により終期段階までに管理能力を高めておく必要があります。

3. 身の回りの管理

《評価の内容》

●家庭での日常生活に必要な管理を行い生活ができているかについて評価する。

- ・例：靴や衣類の購入や廃棄、季節ごとの衣替え、電球の取り換え、家の中の整理整頓、自動車や自転車の保管、美容店や理髪店に行く、家の施錠や訪問セールスや不審者の対応等
- ・災害への備えについては、停電時の対応、非常持ち出し物の準備、非常時の連絡先の確保までを含み、内容の質は問わない。

《採点基準》

《自立》

7. 自らの力で身の回りを管理し、支障なく社会生活を送っており、長期的にも心配がない。
6. 自らの力で身の回りを管理し、支障なく社会生活を送っている。

※いずれも、自らが判断し指示してヘルパー等を活用する場合、自助具の活用を含む。

《部分的支援が必要》

5. 支援者や家族等による見守り、時々 の 促しにより、身の回りを管理しながら社会生活を送っている。
4. 支援者や家族等による日常的な指示により、身の回りを管理しながら社会生活を送っている。75%以上の部分を自分で行える。
3. 支援者や家族等による部分的な介助や管理により、身の回りを管理しながら社会生活を送っている。75%未満50%以上の部分を自分で行える。

《全面的支援が必要》

2. 支援者や家族等による全ての介助や管理により、身の回りを管理しながら社会生活を送っている。50%未満25%以上の部分を自分で行える。
1. 身の回りを管理しながら社会生活を送ることができていない。25%未満の部分しか自分で行えない。

《解説等》

- ・支援を拒否する人については、拒否した状態の中でどの程度できているか、どの程度の支援が必要そうかを判断し評価します。
- ・入所生活の場合は、施設内の身の回りの管理状態を観察することで採点します。ただし、利用終了前には、家庭実習や模擬生活体験、備えようとする必要物等を確認する等、幅広く観察して評価できるようにします。
- ・管理能力があっても家庭でも配偶者に管理を任せている場合は3とします。
- ・福祉サービスについては12で扱うこととしています。
- ・7の「長期的」は概ね3年程度を指します。

4. 買い物（買い物先までの移動を除く）

《評価の内容》

- 日常的な買物が適切に行えているかについて評価する。
 - ・ 購入したいものを見つけ選択し注文できているか、金銭等の支払いや店員とのやりとりがスムーズにできるか、持ち運び等ができるかについて評価する。
 - ・ 日常的な買い物とは、毎週、毎月、季節ごとに購入するものまでを指し、電化製品、自動車、家等、数年に一度購入するものは含まない。
 - ・ 必要物のみでなく、嗜好品や趣味のための用品の購入を含む。
 - ・ 店での購入の他、通販、ネットでの購入を含む。

《採点基準》

《自立》

7. 自らの力で、購入物の選択、注文、金銭等の支払い、店員とのやりとり、持ち運び等の一連の行為を全て行い買い物をしている。
6. 店員と相談しながら購入物を選択し、自らの力で、注文、金銭等の支払い、持ち運び等の一連の行為を全て行い買い物をしている。

※いずれも、自らが判断し指示してヘルパー等を活用する場合、自助具の活用を含む。

《部分的支援が必要》

5. 特定の買い物は自分で行っている。買い物内容によって支援者や家族等による見守り、助言が必要である。
4. 支援者や家族等が買い物に同行し、常に見守っている。一連の行為を75%以上自分で行える。
3. 支援者や家族等が買い物に同行し、行為の一部分を手伝っている。一連の行為を50%以上75%未満自分で行える。

《全面的支援が必要》

2. 買い物を行うために、頻繁に助言や手助けが必要である。一連の行為を25%以上50%未満自分で行える。
1. 買い物を行うために、常に助言や手助けが必要である。一連の行為を25%未満しか自分で行えない。

《解説等》

- ・ 実際に採点する場合は、利用開始時の買い物訓練、利用終了時の買い物訓練の状況をもとに採点ししてください。
- ・ 日常的な買い物一つ一つを個別に、一連の行為ができるか確認することは不可能ですので、購入する物の細部にこだわらないようにしてください。

5. 家事活動（調理含まず）（選択項目）

《評価の内容》

- 掃除、洗濯、ごみ出し等、調理以外の毎日の生活の中で行われる家事活動について評価する。
 - ・掃除は、台所、居間、寝室、トイレ、風呂場、玄関前及び家の周囲といった基本的な掃除が行えていれば良いとする。
 - ・網戸、エアコン、電気製品や換気扇等の季節単位の掃除は評価に含まない。
 - ・洗濯は、衣類の洗濯と物干し、布団干しや乾燥機の使用を含む。
 - ・ごみ出しは、ごみを溜めることなく、地域ごとのごみ分別収集日に応じたごみ出しができていれば良いとする。

《採点基準》

《自立》

7. 掃除、ごみ出しは月に2回以上、洗濯は週に1回以上、ひとりで行え、長期的にも心配ない。

6. 掃除、ごみ出しは月に2回以上、洗濯は週に1回以上、ひとりで行える。

※いずれも、自らが判断し指示してヘルパー等を活用する場合、自助具の活用を含む。

《部分的支援が必要》

5. 掃除、ごみ出し、洗濯のいずれかを行うために、見守りや時々の促しが必要である。

4. 掃除、ごみ出し、洗濯のいずれかを行うために、常に促しが必要である。75%以上の行為が自分で行える。

3. 掃除、ごみ出し、洗濯のいずれにも、常に促しが必要である。75%未満50%以上の行為が自分で行える。

《全面的支援が必要》

2. 掃除、ごみ出し、洗濯のいずれかが、実施できない又は手助けが必要である。50%未満25%以上の行為が自分で行える。

1. 掃除、ごみ出し、洗濯のいずれにも、実施できない又は手助けが必要である。25%未満の行為しか自分で行えない。

《解説等》

- ・施設生活の中でしか評価できない場合は、自分の部屋のごみを出す、自分の身の回りの掃除をする、自分で洗濯する、を当てはめてください。そうした環境がない場合は、まずは施設でそれができる環境づくりを行う必要があります。
- ・身の回りの片づけは、「3. 身の回りの管理」となります。ここでは、掃除、洗濯、ごみ出しを代表的に家事として評価します。
- ・家族の手助けについて、家族任せであれば5以下、必要な手助けを自分が適切に判断し指示している場合は6となります。
- ・7の「長期的」は概ね3年程度を指します。

6. 調理（選択項目）

《評価の内容》

●献立づくり、調理、配膳、片付け、食材の管理等の調理に要する一連の行為をしているか又は出来る状態にあるかを評価する。

- ・食材管理は、保存している食材の把握や保存方法、必要な食材の選定や調達を含むが、買い物行為自体は含まない。
- ・一連の行為の質は問わない。生活に支障の無い程度の最低限の行為ができていれば良い。
- ・調理に、電子レンジの扱いを含む。
- ・片付けには、食器の洗浄と収納、残飯等の後処理、テーブル拭きを含む。ゴミ出しは別項目で評価する。
- ・食器や調理用具の管理は含まない。

《採点基準》

《自立》

7. 一連の行為をひとりで行え、長期的にも心配ない。

6. 一連の行為をひとりで行える。

※自助具等を利用しての行為を含む。

《部分的支援が必要》

5. 支援者や家族による見守り、時々促しにより、一連の行為を行える。レトルト食品、目玉焼きを作る、ご飯を炊く、みそ汁を作る程度の簡単な調理が自分で行える。

4. 一連の行為を75%以上自分で行える。

3. 一連の行為を50%以上75%未満自分で行える。

《全面的支援が必要》

2. 一連の行為を25%以上50%未満自分で行える。

1. 一連の行為を25%未満しか自分で行えない。

《解説等》

- ・実際には、初期の採点もあくまでアセスメント後の採点となるため、調理が必要な人の場合は施設等で調理をした上でそれをもとに採点します。また、途中から調理が必要となった場合は、マニュアル2Pの「項目選択の判断」の通り、その時点で調理訓練をした結果を元に採点し、初期の採点の欄に記入します。選択項目は、評価していない段階では空欄とします。
- ・選択項目ですので、選択された場合には個別支援計画にも支援課題として書かれることと思います。終了時の採点も調理訓練の状況で評価することになります。
- ・7の「長期的」は概ね3年程度を指します。

7. 生活のセルフマネジメント

《評価の内容》

- 3日間、ひとりで安全に社会生活を送っているか又は出来る状態にあるかを評価する。
 - ・ 単身生活、家族が不在時の生活を想定。グループホームの利用体験、模擬住宅や模擬ルームの活用、家庭で家族は監視のみで関わらない等、一定の環境が用意できる場合に評価する。
 - ・ 3日間の生活をイメージし、それに基づき行動しているか又は出来る状態にあるかを評価する。
 - ・ 食事の回数や時間、入浴、買い物や仕事などの外出等、その人の通常的生活習慣に従った行為を、ひとりでも安全に行われている又は出来る状態にあるかを評価する。

《採点基準》

《自立》

7. 仕事や買い物も含め、ひとりで通常の日常生活が行え、長期的にも心配ない。
6. 仕事や買い物も含め、ひとりで通常の日常生活が行える。

※いずれも、自らが判断し指示してヘルパー等を活用する場合、自助具の活用を含む。

《部分的支援必要》

5. グループホームの世話人、自立生活援助を想定した軽度の見守りで、通常の生活が行える。
4. 外出や入浴をしない等、通常より一部制限された生活が行える。
3. 日中一人で過ごすことが出来る。

《全面的支援が必要》

2. 昼食をはさまない半日程度過ごすことが出来る。
1. 全く一人で過ごせない

《解説等》

- ・ 必要な住宅改修がまだできていないために生活できない場合も含め、初期段階では外泊等出来ない入所者は、職員の声掛けがなくとも自分で施設生活を送れていれば4とし、1～4で評価します。
- ・ 終期段階で5以上が期待できる利用者に対しては、家庭実習や模擬生活体験室、グループホームでの実習等で生活体験をした上で採点することが望ましいです。
- ・ 7の「長期的」は概ね3年程度を指します。

《社会の一員として積極的に参加するための活動》

8-1. 公共交通機関を利用した外出（二者択一項目）

《評価の内容》

- 公共交通機関を利用して外出しているか又は出来る状態にあるかを評価する。
- ・利用者に身近な公共交通機関のみの利用を評価対象とする。すべての乗り物を利用できる必要はない。タクシーの利用は含まない。
- ・電車、バス等の交通システム利用の場合は、時刻表、上下車場所・経路の判断、安全で迷惑をかける乗車・車中行為、バリアフリー環境整備の理解と適切な利用・駅員や乗務員等への介助依頼、料金支払いシステムの理解と支払い等利用するすべての行為が含まれる。

《採点基準》

《自立》

7. 自らの力で（駅員や乗務員への介助依頼等、交通システムに備わっているバリアフリー環境の利用を含む）、公共交通機関の利用の一連の行為を全て行い外出しており、未体験の公共交通機関の利用の場合も支援や訓練の必要がない。
 6. 自らの力で（駅員や乗務員への介助依頼等、交通システムに備わっているバリアフリー環境の利用を含む）、公共交通機関の利用の一連の行為を全て行い外出している。
- ※いずれも、自らが判断し指示してヘルパー等を活用する場合、自助具の活用を含む。

《部分支援が必要》

5. 限られた区間の公共交通機関の利用は自分でやっている。公共交通機関を自由に利用するに支援者や家族等による見守り、助言が必要である。
4. 支援者や家族等が同行し、常に見守っている。一連の行為を75%以上自分で行える。
3. 支援者や家族等が同行し、行為の一部を手伝っている。一連の行為を50%以上75%未満自分で行える。

《全面的支援が必要》

2. 公共交通機関を利用するために、頻繁に助言や手助けが必要である。一連の行為を25%以上50%未満自分で行える。
1. 公共交通機関の利用を行うために、常に助言や手助けが必要である。一連の行為を25%未満しか自分で行えない。

《解説等》

- ・公共交通機関の利用の採点は、初期段階で実際的な体験を訓練で実施した後に採点します。直接的な評価がまだ難しい人の場合は、移動能力や判断能力等、間接的な場面をもって採点します。
- ・6点のヘルパーの介助は道具と同じで、自らの判断により自らが適切に指示し利用するもので、利用者の判断能力に課題がない場合となります。
- ・実際の採点は、実際の訓練の中で評価することになるため、公共交通機関の利用練習をグループで行っている場合でも、「今日はAさんの評価日だから協力してね」とグループに伝え、判断場面はすべてAさんにしてもらおう等して個別の評価ができるよう工夫します。

8-2. 自動車運転（二者択一項目）

《評価の内容》

- 自動車を運転して外出しているか又は出来る状態にあるかを評価する。
- ・ 公安委員会による適性検査に合格し、自動車の運転が実用的となり利用している場合に評価する。利用頻度は問わない。

《採点基準》

《自立》

7. 公安委員会の適性検査に合格し、自らの力で安全に自動車を運転して外出しており、長期的にも問題ない。

6. 公安委員会の適性検査に合格し、自らの力で安全に自動車を運転して外出している。

※いずれも、自らが判断し指示してヘルパー等を活用する場合、自助具の活用を含む。

《部分的支援が必要》

5. 公安委員会の適性検査に合格し、限られた区間の自動車運転は安全に行っている。

4. 公安委員会の適性検査に合格したものの、不安があるため、あまり自動車運転をしていない。

3. 公安委員会の適性検査に合格したものの、不安があるため、全く自動車運転をしていない。

《全面的支援が必要》

2. 現在は自動車運転をしていないが、練習や支援により自動車運転できる可能性がある。

1. 自動車の運転は難しい。

《解説等》

- ・ 認知面の課題で施設生活自体が支援がいる等、まだ訓練対象とならない場合は、そうした状況を判断し採点してください。初期の段階での評価の難しさがあるため、他とは少し基準を変えています。
- ・ 7の「長期的」は概ね3年程度を指します。

9. 人間関係

《評価の内容》

TPOに応じたコミュニケーションは、FIM「社会的交流」で既に評価しているため、ここでは、人間関係を築き維持することを取り上げる。

- 他者との人間関係を築き、相互交流を維持しているかを評価する。
 - ・観察できる代表的な他者を選定し評価する。
 - ・他者とは、恋人、友人、知人、利用者仲間等、ある程度継続的な関係にある人を指すが、店員や訪問セールス、役場や銀行の窓口等の一時的に関わる人は含まない。
 - ・施設職員や相談支援専門員等の支援を業務とする者との関係は含まない（「制度・サービス活用」で扱う）。
 - ・子育て、未成年の子との関係は含まない。また、社会生活という観点から、夫婦関係や、親子、親戚といった本人の意思にかかわらず起きる人間関係は除く。
 - ・SNS上のみ人間関係は含まない。

《自立》

7. 自発的に人間関係をつくり、相互に相談し合う、助け合う等の関係を保っている。
6. 日常的に交流している人と、相互に相談し合う、助け合う等の関係を保っている。

《部分的支援が必要》

5. 自発的に人間関係をつくるが、やや一方的な関係になっている。
4. 日常的に接している人との関係は保っているが、相談できる関係には至らない。
3. 第三者がいると関係性を保つことが出来るが、相談できる関係には至らない。

《全面的支援が必要》

2. 他者との関係を保てない。
1. 他者との関係をつくれない。

《解説等》

- ・基本的には、コミュニケーションに関することはFIMで評価し、ここでは人間関係、信頼関係づくりについて評価します。恋人と言いながら相手の立場を考えない等は評価が下がり、私たちの関係づくりと同じように、待っているだけではなく積極的に人間関係を作っていくことで、より社会生活力を高めている場合を高く評価します。
- ・役場の窓口に行って必要な情報を引き出すことは、この対象とはしていません。支援者との関係は12で評価します。あくまで、人間関係を築き維持することについて評価します。
- ・積極的に友人をつくるが、直ぐに関係を壊してしまう等、常に交友関係を保てない状態にある場合は2になります。

10. 仕事／学校（選択項目）

《評価の内容》

- 就労又復職、就学又は復学しているか又は見込みとなっているかを評価する。
- ・就労又は復職は、週20時間以上の労働の就労であれば、就労形態、労働の質は問わない。また、就労継続支援A型事業所を就労に含む。
- ・就学又は復学は、専修学校や各種学校、大学校等の学校教育法以外の学校も含む。また、定時制、通信制は含むが通信講座は含まない。また、学習の質は問わない。
- ・見込みとは、採用試験や入学試験への合格、就職先への内定、復職・復学の内定、トライアル雇用にある等のものを指し、単に就労や入学できる能力を身に着けたというだけのものは含まない。

《採点基準》

《自立》

7. 就労又は復職、就学又は復学している又は見込みとなっている。
6. 就労移行支援、職業訓練校等、一般就労のための訓練を受けている又は受ける見込みとなっている。

《部分的支援が必要》

5. 就労継続B型事業所、フリースクールやサポート校等の支援のある状態で、週20時間以上の労働や、通常の就学時間での学習を行っている又は行う見込みとなっている。
4. 事業所での作業訓練や学習指導等、一定の支援のある環境があれば、週15時間以上の作業又は通常の就学時間の75%以上の学習が行える。
3. 事業所での作業訓練や学習指導等、一定の支援のある環境があれば、週10時間以上の作業又は通常の就学時間の50%以上75%未満の時間の学習が行える。

《全面的支援が必要》

2. 事業所での作業訓練や学習指導等、一定の支援のある環境があれば、週5時間以上の作業又は通常の就学時間の25%以上50%未満の時間の学習が行える。
1. 事業所での作業訓練や学習指導等、一定の支援のある環境があっても、週5時間未満の作業又は通常の就学時間の25%未満の時間の学習しか行えない。

《解説等》

- ・この項目は、利用者が就労や復職、就学や復学を進路として希望する場合のみが対象となります。そのため、実際には就労や就学等を希望しない人は採点しません。希望している場合には、初期のアセスメント時に作業評価をしておく必要がありますが、初期にも少し施設内で作業的な活動を行っていると思われますので、それをもって評価することも可能と思われます。
- ・仕事の内容がそれぞれに違う中で何をもって質の評価ができるか等、評価しづらい基準を設けると、採点できなくなることからシンプルにしています。そのため、会社役員でもいてくれれば良い、と就職した場合も「自立」として採点します。
- ・終期に4以下となる場合の評価は、施設での訓練場面による採点となります。終期段階では、退所前の訓練状況の評価や進路の決定状況で評価します。

1 1. 余暇活動

《評価の内容》

- 趣味や楽しみのための外出や地域での活動をしているかを評価する。
- ・旅行、サイクリング、登山、映画鑑賞、友人との会食、習い事、スポーツ、興行への参加、ボランティア活動、自治会活動、その他地元での活動等、日常生活上必要な行為以外の外出しての楽しみや活動全般を指す。
- ・仕事、食材や日用品等必要物の買い物、役場や銀行等の手続き等は含まない。外食は、楽しみとしてそのものが目的となる場合に含まれる。
- ・テレビやビデオ鑑賞、テレビゲームやオンラインゲーム、読書、音楽鑑賞等、自室内での楽しみは含まない。
- ・視覚障害者や身体障害が重度で外出が難しい状態にある場合のみ、オンライン上での団体活動、研修や会合への参加、趣味のサークルや教室の参加等、他者との交流のある活動をを含む。

《採点基準》

《自立》

7. 自らが中心となって余暇活動等を計画している。
6. 自発的に余暇活動等を探し、自らの力で定期的に取り組んでいる。自発的に、外での様々な体験の機会を利用し、自分に合った余暇活動等を探している。

※いずれも、自らが判断し指示してヘルパー等を活用する場合、自助具の活用を含む。

《部分的支援が必要》

5. 第三者に促されて余暇活動等に参加し、取り組んでいる。
4. 事業所等の余暇活動等支援プログラムや他の余暇活動等支援の場に積極的に取り組み、楽しみを見つけようとしている。
3. 事業所等の余暇活動等支援プログラムや他の余暇活動等支援の場に参加し楽しんでいる。

《全面的支援が必要》

2. 促されながら、余暇活動支援等プログラムや他の余暇活動等支援の場に参加している。
1. 余暇活動支援等プログラムや他の余暇活動等支援の場に参加していない。

《解説等》

- ・利用終了前に、利用後の余暇活動を見つけられていれば評価が上がります。そのための利用中の支援が重要です。
- ・施設で設定している余暇活動自体が支援の一つですので、支援者の助けなく熱心に取り組んでも4となります。
- ・社会生活の自立度の評価指標という観点から、地域での人との交流を伴う活動を評価するようにしています。そのため、家庭内の趣味等を入れてしまうと、「昼寝」「テレビ鑑賞」等が含まれ、社会生活の自立度を評価する視点から離れてしまうため、敢えて外しています
- ・同様に、この評価指標は満足度ではなく状況の変化を評価するようにしています。本人の満足度が高くとも「家で1日中ごろごろ寝ている」ことや「1日中酒を飲んでテレビを観る」ことは高評価とはしません。
- ・ここでは、社会的に意義の大きい活動か否かは関係しません。
- ・7の場合は、自らがボーリングや食事会等々の場を企画し、周囲に呼び掛けて実施している場合も含みます。

12. 日中活動

《評価の内容》

●孤立することなく社会とのつながりのある活動をしているか又は出来る状態にあるかを評価する。

- ・家庭に引きこもることなく、他者との交流のある何らかの日中活動が日常的に行えているかを評価する。
- ・交流のある日中活動には、趣味活動サークルやスポーツクラブへの参加、友人との会食や外出、グループで行う趣味活動、PTA活動や自治会活動、ボランティア活動や地域の寄り合い等様々なものを含む。
- ・交流のある日中活動には、通勤や通学、就労継続A・B、生活介護、地域活動支援センター等への通所、通所介護、通所リハビリテーション等の介護保険通所サービスの利用を含が、利用中の自立訓練の利用は含まない。
- ・一人旅や一人で行う釣、ウォーキングやランニング等、交流の殆どない活動は含まない。
- ・家族と行う外での活動は含むが、家庭内で行う活動は含まない。

《採点基準》

《自立》

7. 自らの力で場を探し、1週間に1度以上の交流のある日中活動を行っている又は行う見込みとなっている。
6. 周囲からの呼びかけ等をきっかけに、1週間に1度以上の交流のある日中活動を行っている又は行う見込みとなっている。

《部分的支援必要》

5. 周囲の人からの時々の情報提供や促しにより、1週間に1度以上の交流のある日中活動を行う。
4. 支援者からの時々の情報提供や促しにより、1週間に1度以上の交流のある日中活動を行う。
3. 支援者からの日々の促しにより、1月間に1度以上の交流のある日中活動を行う。

《全面的支援が必要》

2. 1月間に1度以上の他者との交流のある日中活動がない。
1. 6月間に1度以上の他者との交流のある日中活動がない。

《共通項目》

13、制度・サービス活用

《評価の内容》

- 必要な制度やサービスを理解し、自らの選択、判断により活用しているかを評価する。
- ・障害者手帳制度、公的年金、公的医療保険、障害者総合支援法や介護保険制度、障害者雇用促進法等、直接関係のあると思われるものから代表的なものを2つ程度選択し、概要の理解及び利用方法（情報収集の方法、相談窓口）を把握し行動しているかを評価する。
- ・活用には、支援者との関係を維持することも含まれる。

《採点基準》

《自立》

7. 自らが、必要な制度やサービスを調べ相談窓口連絡し、自らの選択、判断により活用している。
6. 提示される制度やサービスから、自らが窓口を確認したり必要なものを調べ、自らの選択、判断により活用している。

《部分的支援が必要》

5. 時々の支援者による助言を受けながら、自らの選択、判断により必要な制度やサービスを活用している。
4. 常に支援者と相談し、必要な制度やサービス選択し活用している。
3. 支援者の提案で利用開始することとなった制度やサービスを、自らの力で活用している。

《全面的支援が必要》

2. 支援者の提案で利用開始することとなった制度やサービスを、援助を受けながら活用している。
1. 必要な制度やサービスの利用の全てについて、支援者や家族等に任せている。

《解説等》

- ・どのようにして自立訓練を利用したか、も判断材料となります。